

2025年12月1日

各 位

株式会社 紀陽銀行

投資信託取引に係る約款改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度税制改正に伴い、「投資信託・公共債取引約款・規定集」に記載しております約款を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

記

1. 改定する約款

- (1) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

※改定内容の詳細は別紙1、改定後の約款は別紙2をご参照ください。

2. 改定日

2026年1月1日（木）

※改定後の約款は、改定日に当行ホームページの「約款集・規定集」に掲載いたします。

以 上

「約款」の一部改定について

2026年1月1日より、次のとおり「約款」を一部改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

●非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

改定後	改定前
第2条（非課税口座開設届出書等の提出） <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。<u>ただし「勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）」もしくは「非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を併せて「廃止通知書」といいます。以下も同じです。）</u>を添付する場合はこの限りでなく、本条第2項または第3項および第6項の規定に従います。</p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>(4) 第1項、第2項または第3項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第<u>20</u>項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の<u>資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第<u>33</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(5) 第1項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。<u>ただし本条第1項ただし書きに該当する場合は、本条第6項に定める日において開設されます。</u></p> <p>(6) 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、非課税口座は、<u>これらの書類の提出があった日において</u>開設されます。</p>	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）に必要事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。</p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>(4) 第1項、第2項または第3項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第<u>19</u>項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の<u>被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第<u>32</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(5) 第1項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>(6) 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、<u>当行は税務署におけるお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。</u>非課税口座は、<u>当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に</u>開設されます。<u>ただし、10月1日から12月31</u></p>

改定後	改定前
	<p>日までに当行がお客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p>
(6) の2～(8) (省略)	(6) の2～(8) (省略)
(9) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、 <u>または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様に係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限る。)の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u>	(9) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
(10) (省略)	(10) (省略)
第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)	第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)
お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、 <u>または同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限りません)。</u>	お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限りません)。
第3条 (特定累積投資勘定の設定)	第3条 (特定累積投資勘定の設定)
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (省略)
(4) 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において	(4) 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途中において提出された場合における当該提出された日

改定後	改定前
<p>て設けられ、<u>第2条第6項に定める「廃止通知書」</u>が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知書の提出</u>があった場合には、同日）に設けられます。</p>	<p>の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>提供</u>があった場合には、同日）に設けられます。</p>
<p>第8条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる株式投資信託等で、次の各号のいづれかに該当するものを受け入れることができます。</u></p> <p>①（省略）</p> <p>②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>③（省略）</p>	<p>第8条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）特定非課税管理勘定には、<u>次の各号に定める株式投資信託等を受け入れることができます。</u></p> <p>①（省略）</p> <p>②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>③（省略）</p>
<p>第13条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当行は、法第37条の14第35項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p>第13条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当行は、法第37条の14第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>
<p>第14条（届出事項の変更）</p> <p>（1）「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、そ</p>	<p>第14条（届出事項の変更）</p> <p>（1）「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、そ</p>

改定後	改定前
<p>り当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の<u>資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>の変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の<u>被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>第15条（非課税口座の廃止）</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②お客様が当行に対して法第37条の14第<u>2</u>項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国日</p> <p>③お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第<u>2</u>7項前段の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④～⑤ (省略)</p>	<p>第15条（非課税口座の廃止）</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②お客様が当行に対して法第37条の14第<u>2</u>項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国日</p> <p>③お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第<u>2</u>6項前段の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④～⑤ (省略)</p>
以 上	以 上
<u>2026年1月改定</u>	<u>2024年1月改定</u>

●未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定後	改定前
<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条（未成年者口座<u>廃止</u>届出書等の提出）</p> <p>(1) (削除)</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条（未成年者口座<u>開設</u>届出書等の提出）</p> <p>(1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の12月中の当行が定める日（当該非課税の特例の適用を受けようとする年が2023年の場合、同年9月中の当行が定める日）までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第2</p>

改定後	改定前
	<p>5条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基になった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p>
(2) (削除)	<p>(2) 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の金融商品取引業者等に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」を提出することはできません。</p>
お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。	<p>(3) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p>
(4) (削除)	<p>(4) お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>
(5) (削除)	<p>(5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が</p>

改定後	改定前
第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） (1)（削除）	<p>1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
(2)（削除）	<p>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上	第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

改定後	改定前
<p>場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、<u>その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u> ① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</u> ②～③（省略）</p> <p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） (1) 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当行は当該未成</p>	<p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</u> ②～③（省略）</p> <p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>（追加）</p>

改定後	改定前
<p>年者口座および当該課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>② お客様がその年1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③ 2026年1月1日</p>	
<p>第11条（出国時の取扱い）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3)（削除）</p>	<p>第11条（出国時の取扱い）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 当行が、<u>出国移管依頼書の提出を受けた場合</u>には、お客様が帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じです。）をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第11項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、<u>当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>
<p>第6章 その他の通則</p> <p>第24条（課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>(1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>(2)（省略）</p>	<p>第6章 その他の通則</p> <p>第24条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>(1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<u>未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていた</u>いただく必要があります。</p> <p>(2)（省略）</p>
<p>第27条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 第9条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>第27条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>（追加）</p>

改定後	改定前
④ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日	③ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条第1項の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）法第37条の14の2第20項第1号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
⑥ お客様が出国の日の前日までに第11条第1項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日	⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日	⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
以上	以上
2026年1月改定	2024年1月改定

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。
- (2) お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約（第3条に規定する特定累積投資勘定に係るものに限ります。）」を締結されるには、併せて当行との間で累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。
- (3) お客様と当行との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理約款」等その他当行が定める契約条項およびその他の法令によります。この約款と、当行の証券振替決済口座管理約款、累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

- (1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。ただし「勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）」もしくは非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいい、勘定廃止通知書と併せて「廃止通知書」といいます。以下も同じです。）を添付する場合はこの限りでなく、本条第2項または第3項および第6項の規定に従います。
- (2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
- (2)の2 前項のお客様がすでに当行に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。
- (3) 第1項または第2項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、「非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受け入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- (4) 第1項、第2項または第3項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第20項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- (5) 第1項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。ただし本条第1項ただし書きに該当する場合は、本条第6項に定める日において開設されます。
- (6) 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、非課税口座は、これらの書類の提出があった日において開設されます。
- (6)の2 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第7条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
- (7) 当行にすでに非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。
- (8) 非課税口座を当行または当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出

書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。

(9) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様に係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

(10) 非課税口座は、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限り、開設いただくことができます。

第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、または同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。

第3条（特定累積投資勘定の設定）

- (1) お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。
- (2) 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に「廃止通知書」を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- (3) すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除きます。）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
- (4) 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、第2条第6項に定める「廃止通知書」が提出された場合は、当該廃止通知書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知書の提出があった場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- (3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第5条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- (3) 第1項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱う

ものとします。

- ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があつた場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第5条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。
- (2) 前項の定めにより特定累積投資勘定が廃止された時点で、当該特定累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があつた場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第5条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。
- (2) 前項の定めにより特定非課税管理勘定が廃止された時点で、当該特定非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があつた場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第6条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）

- (1) お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
- (2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- (3) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- (4) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第7条（非課税口座廃止届出書の提出）

- (1) お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。
- (2) 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第10条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- (3) 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第8条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」、「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。
 - ① 第3条第4項の規定に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が180万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）

- ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (2) お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた特定累積投資上場株式等である株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「累積投資約款」、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定においては、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。
- ① お客様が、第3条の2の規定に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除く。）
- イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額をいいます。）の合計額が1200万円を超える場合
- ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1800万円を超える場合
- ② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる株式投資信託等で、次の各号のいずれかに該当するものを受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
- イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること
- ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

第9条（譲渡の方法）

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第9条の2（累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。
- ① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

- (1) お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る配当等については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。）は、所得税等は課されません。
- (2) お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税等は課されません。
- (3) お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。
- (3)の2 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- (3)の3 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- (4) 非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第11条（非課税口座での取引である旨のお申し出）

- (1) お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行での募集の取扱いにより、特定非課税累積投資契約に基づき取得した上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により第8条第1項第1号の規定に基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約に基づき特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- (2) 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の上場株式等について、また特定累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

第12条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第13条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第37条の14第35項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

第14条（届出事項の変更）

- (1) 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届けいただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届けいただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

- (2) 非課税口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。

第15条（非課税口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。

- ① お客様が当行に対して第7条第1項の規定に基づき非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日
- ② お客様が当行に対して法第37条の14第23項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国日
- ③ お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第27項前段の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ 施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第16条（免責事項）

お客様が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第17条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

2026年1月改定

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

- (1) この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- (3) お客様と当行との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理約款」等その他の当行が定める契約条項およびその他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条（未成年者口座廃止届出書等の提出）

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。

第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないものイ. 受入期間内に、お客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下この条において「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるものロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる株式投資信託で、お客様が当行に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）
 - ② 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託（この場合、5年経過日の属する年の当行が別にお知らせした日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
 - ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託
- (2) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - ② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設け

られた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡については、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じです。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

イ. 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡

ロ. 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ. 法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

ニ. 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

- (1) 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
- (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当行は当該未成年者口座および当該課税未成年者口座を廃止いたします。
 - ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
 - ② お客様がその年1月1日において18歳である年の1月1日
 - ③ 2026年1月1日

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第10条の2（継続管理勘定等への移管）

- (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。
- (2) 前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

第11条（出国時の取扱い）

- (1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- (2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

第3章 課税未成年者口座の管理

第12条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座または預金口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じです。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第13条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じです。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において処理いたします。

第14条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと
- イ. 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ロ. 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
- ハ. 法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
- ニ. 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第17条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第15条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第18条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

- (1) お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第19条（出国時の取扱い）

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第14条および第18条を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第20条（課税未成年者口座への入出金処理）

- (1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
- ① お客様名義の当行預金口座からの入金
- ② 現金での入金（依頼人がお客様またはお客様の法定代理人である場合に限ります。）
- なお、お客様には、第12条に定める課税未成年者口座の開設にあたり、同条に定めるお客様名義の預金口座のほか、第1号に定める入金のためのお客様名義の当行預金口座を開設していただきます。
- (2) お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
- ① お客様名義の当行預金口座への出金
- ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
- ③ お客様名義の当行証券口座への移管
- (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
- (4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に關してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
- (6) お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

第21条（代理人による取引の届出）

- (1) お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただく場合があります。
- (2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。

- (3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第22条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

第23条（取引残高の通知）

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第24条（課税未成年者口座取引である旨の明示）

- (1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- (2) お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合には、当行所定の方法、順位により譲渡することとさせていただきます。

第25条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第26条（非課税口座のみなし開設）

- (1) 2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様または法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 第9条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ④ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条第1項の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）法第37条の14の2第20項第1号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑥ お客様が出国の日の前日までに第11条第1項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第28条（免責事項）

お客様がこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座および課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

第29条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします

第30条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄

裁判所を指定できるものとします。

以 上

2026年1月改定